

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月4日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	松浦市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city-matsuura.jp/index.html

執行機関名 松浦市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づく松浦市児童生徒等就学援助事務取扱要綱(平成24年松浦市教育委員会訓令第2号)による援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松浦市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第12の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づく松浦市児童生徒等就学援助事務取扱要綱(平成24年松浦市教育委員会訓令第2号)による援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	松浦市児童生徒等就学援助事務取扱要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この訓令は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒(松浦市立小学校又は中学校に在学するものをいう。以下同じ。)又は入学予定者(松浦市立小学校又は中学校の次年度の入学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(親権を持つ者、未成年後見人その他の者で、児童生徒又は入学予定者を現に監護する者をいう。以下同じ。)に対し、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		松浦市児童生徒等就学援助事務取扱要綱(平成24年教育委員会訓令第2号)